

文化多様性に関する基本的な考え方について 概要

第1：文化多様性について

文化多様性 = 各地域が、風土と歴史を背景とした様々な文化を有することによってもたらされるもの。

心豊かな社会，経済の活性化，世界平和への寄与

(1)

グローバリゼーション
(通信・交通手段の発展)

(+) 多様な文化の共存，新たな文化の創造の環境整備
(-) 文化の画一化，地域文化の創造性・アイデンティティの喪失の懸念

自他の文化の尊重，共存，異文化間の対話・相互理解

(2)

経済と文化の関係の深まり

文化的財・サービスの流通

(+) 文化多様性の促進（他の文化と接する機会の増大）
(-) 国際競争の激化の懸念

相互補完の関係をめざして文化の観点から検討をするべき

第2：文化多様性を保護・促進するための我が国の取組み

日本文化の特色...多様な海外の文化の受容 + 独自の文化の創造と発信
文化多様性の保護・促進 分野別に効果的な支援のあり方を検討

文化遺産

オペラ・オーケストラその他の舞台芸術等

文化遺産，文化的景観保護の経験 + 人材育成，情報発信

人材育成・多面的な評価を育てる環境の整備

メディア芸術

アジアの文化を日本から積極的に発信

コンテンツの創造，保護及び活用の推進

海外展開...「楽しい文化を創造する日本の魅力」の発信

国内...若い才能を活かすシステムの構築

アジア諸国との協力...人材育成・共同制作

第3：文化多様性の保護・促進のための国際的な体制の構築

1. 我が国の基本的スタンス

ユネスコで条約が策定されることに賛同、自由な流通にも配慮

2. 条約の目的・範囲

人類の文化のあるべき姿を理念的に提示

原則として先行条約による規律が及ばない事項に限定

3. 各国の権利義務

自国文化を保護するため，一定の措置を講じる権利を有する

保護主義に陥らないようにユネスコによるクリアリングハウスで対応

基本的に規制措置でなく，補助金等を活用した環境整備が適切